

○沖縄市共同企業体取扱要領

(平成1年4月1日決裁)

改正 平成10年5月18日決裁 平成15年3月4日決裁
平成26年9月11日決裁 令和4年11月30日決裁

(目的)

第1条 この要領は、沖縄市が発注する建設工事に係る共同企業体の施工方式、対象工事等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 工事ごとに結成される建設共同企業体
- (2) 構成員 工事に係る指名競争入札参加者の資格を有する建設業者であって共同企業体を構成するものをいう。
- (3) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約を締結するものをいう。

(施工方式)

第3条 共同企業体の施工方式は共同企業体（甲型）とし、各構成員が原則として対等の立場で、一体となって施工するものとする。

(対象工事)

第4条 契約担当課が共同企業体に発注できる工事は、当該工事の性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、土木一式工事のうちPC橋工事及び地盤改良工事、機械器具設置工事、造園工事等についてはこの限りでない。

- (1) 土木一式工事 設計額が概ね1億5千万円以上
- (2) 建築一式工事 設計額が概ね1億5千万円以上
- (3) 電気工事 設計額が概ね8千万円以上
- (4) 管工事 設計額が概ね8千万円以上
- (5) その他の工事 前各号に掲げる工事以外の大規模かつ技術的難易度の高い建設工事

(構成員)

第5条 構成員の数は原則として2業者とし、等級格付がされている業種にあっては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と2位等級に属する者の組み合わせとする。

2 構成員は次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有して営業年数が3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家試験を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(指名手続等)

第6条 契約担当者は、共同企業体を指名競争入札に参加させようとするときは、前条各号の規定に適合するように業者をグループ別に指名し、その旨を当該指名業者に通知するものとする。

2 前項の指名通知を受けた業者は、通知された方法に基づき共同企業体を結成し、契約担当者に対し、指定された期日までに建設工事共同企業体協定書を提出するものとする。

3 前項の場合において、共同企業体の代表者は構成員中施工能力の最も大きい業者とし、当該代表者の出資比率は構成員中最大とするとともに、各構成員の出資比率は、次の各号に定める割合を下回らないものとする。

(1) 2業者の場合 30パーセント

(2) 3業者の場合 20パーセント

(指名業者に事故があった場合の取扱い)

第7条 前条第1項の規定により指名された業者に指名停止、倒産等（以下「事故」という。）があった場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 契約担当者は、協定書提出までの間に予め指名した業者に事故があった場合は、直ちに当該業者に対する指名を取消し、これに代わる者を追加指名する。

(2) 協定書提出後において構成員に事故があった場合は、当該構成員の属する共同企業体は指名から排除される。この場合において、新たな業者指名は行わない。

(共同企業体の存続期間)

第8条 請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該工事の履行後3ヶ月を経過した日までとするただし、当該期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、請負契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(要領に定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月18日決裁)

この要領は、平成10年5月18日から施行する。

附 則(平成15年3月4日決裁)

この要領は、平成15年3月4日から施行する。

附 則(平成26年9月11日決裁)

この要領は、平成26年9月11日から施行する。

附 則(令和4年11月30日決裁)

この要領は、令和4年12月1日から施行する。